

大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例について

3, 000㎡以上の面積の区域に、土砂等の堆積行為に供する区域以外の場所から採取された土砂等を使用して土砂等の堆積を行う場合は、事前に市長の許可を受けなければなりません。

また、許可後も特定事業の完了まで様々な届出等を行う必要があります。

1. 許可が必要になる場合

土砂等の堆積行為に供する区域以外の場所から採取された土砂等を使用し、堆積行為を行う事業で区域の面積が3, 000㎡以上（特定事業）となる場合

※堆積行為には、宅地造成や建設残土の仮置き等も含まれます。

※以下に掲げる事業等、条例の適用が除外される事業もあります。

- ・国、地方公共団体等の公共的団体が行う事業
- ・採石法及び砂利採取法の規定により認可された採取計画に基づき、採取された土砂等を一時的に堆積し、又は採取跡に埋め戻す事業
- ・土壤汚染対策法に基づき指定された要措置区域及び形質変更時要届出区域で行う土壤の汚染除去等の措置
- ・非常災害のために必要な応急措置として行う事業
- ・通常の管理行為として行う事業等

2. 申請手数料

手数料の名称	1件あたりの金額
特定事業許可申請手数料	40,800円
特定事業変更許可申請手数料	21,100円 (※33,000円)
特定事業譲受許可申請手数料	21,100円 (※33,000円)

※令和7年5月1日より前に着手した特定事業は、特別な場合の除き、従前の手数料が適用されます。

3. 許可後に行う届出・報告

次ページの特定事業のフロー図を参照してください。

4. 提出部数

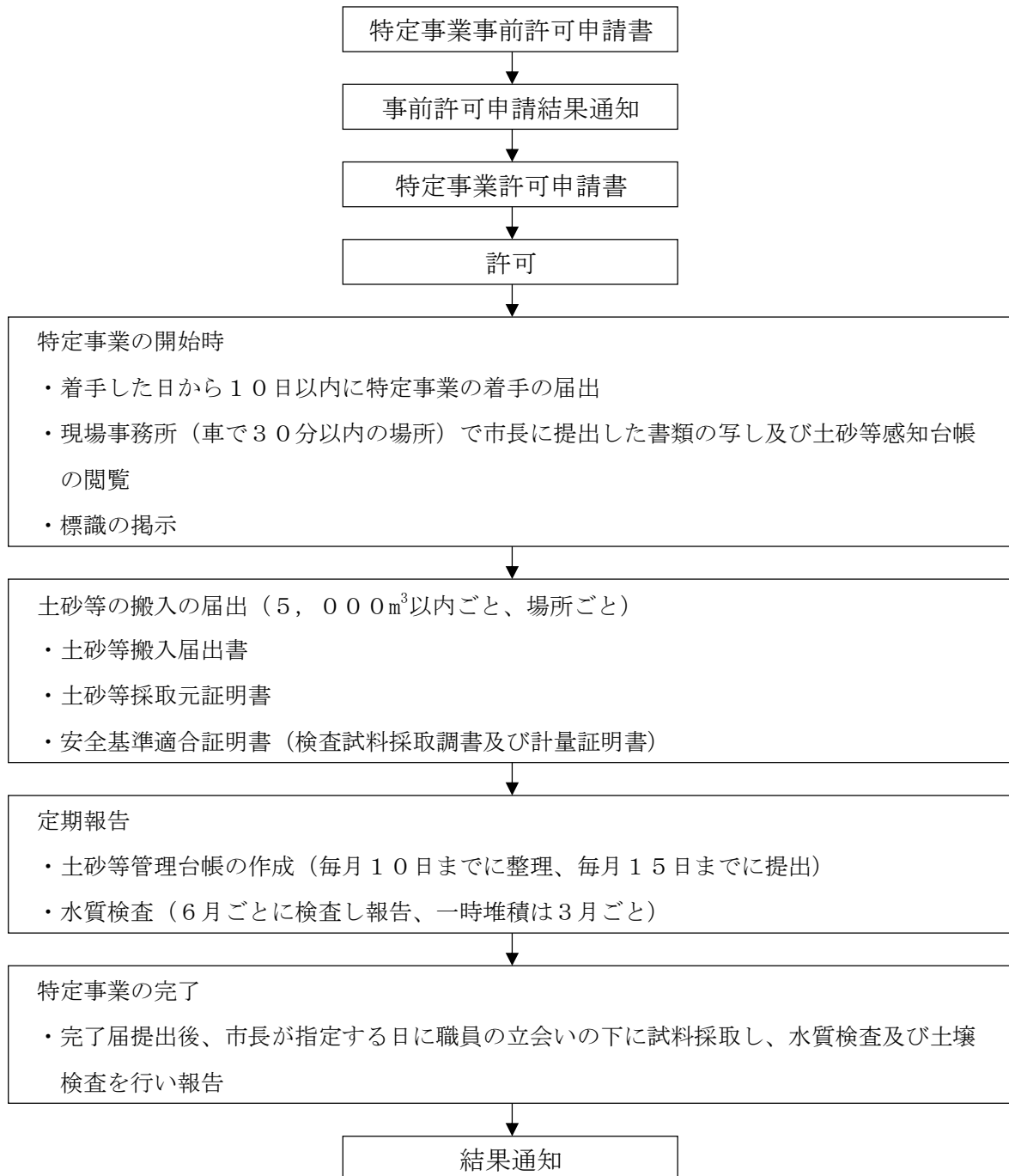
2部（うち1部は申請者の控えです。）

5. 提出先・問い合わせ先

大分市環境部環境保全課 水質・土壌担当班（大分市荷揚町2番31号）

電話番号 097-537-5753

特定事業のフロー図



その他

- ・変更の許可の申請
- ・軽微な変更の届出
- ・特定事業の廃止、休止の届出
- ・承継の届出
- ・譲受の許可の申請